

### 食事代及び居住費の標準負担額

入院中の食事代は住民税の課税・非課税の区分や入院日数により、1食あたりの食事代が変わります。

住民税が課税されている世帯が一般病床に入院した場合は、1食あたり510円です。

住民税が非課税の世帯で区分1に該当する方は、入院日数にかかわらず1食あたり110円に減額されます。

住民税が非課税の世帯で区分オまたは区分2に該当する方は、年間の入院日数が90日までなら1食240円、91日目以降は1食190円になります。

190円の減額を受けるためには必ず保険医療課 給付担当（電話番号088-823-9359）で手続きが必要ですのでご注意ください。

区分オに関する説明は「9高額療養費制度（69歳いかのかた）」をご確認ください。

区分1と区分2に関する説明は「10高額療養費制度（70歳以上74歳いかのかた）」をご確認ください。

療養病床の食事と居住費の金額については、高知市役所保険医療課給付担当（電話番号088-823-9359）へお問い合わせください。

各種減額を受けるために、以下の1～3に該当する場合は手続きが必要な場合やご留意いただきたいことがありますのでご注意ください。

#### 1 区分オまたは区分2のかた

入院日数が90日を超えた場合は、高知市役所保険医療課給付担当（電話番号088-823-9359）へ申請が必要となります。申請日の翌月の初日が適用日となります。

マイナンバーカードを保険証として利用される場合は、本人同意があれば食事代が240円に減額されます。

なお、利用していない場合は「食事療養（兼生活療養）標準負担額減額認定証（69歳いかのかた）」または「限度額適用・標準負担額認定証（70歳以上74歳いかのかた）」の交付を申請し、

医療機関に提示することにより食事代が減額されます。

#### 2 境界層の場合

医療の必要性にかかわらず、食事代は110円、居住費は0円になります。

なお居住費は65歳いじょうのかたが療養病床に入院した時に限ります。

#### 3 所得区分「一般」に該当する方の食事代

次の①～②に該当する場合は食事代が300円に、③に該当する場合は260円になります。

①指定難病の患者

②小児慢性特定疾病の患者

③平成27年4月1日以前から継続して精神病床に入院している方（合併症等で一度転退院して同日中に再入院する場合も含みます）

問い合わせ先

高知市 保険医療課 給付担当 電話番号088-823-9359